

消防の動き



2022
7
No.615

- 「消防庁女性活躍ガイドブック」の作成について
- 「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討報告書」の概要



消防庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

「消防庁女性活躍ガイドブック」の作成について..... 4

特報2

「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討報告書」の概要..... 7

令和4年7月号 No.615

巻頭言 安全管理体制の更なる充実強化を目指して（静岡市消防局長 秋山 義隆）

Report

令和3年中の危険物に係る事故の概要.....	10
令和3年（1～12月）における火災の概要（概数）.....	12

Topics

第6回予防業務優良事例表彰式の開催.....	14
消防庁と新日本プロレスとのコラボ事業.....	15
令和4年度全国防災・危機管理トップセミナー.....	17
「災害情報の伝達に関する協定」の締結.....	18
ウクライナへの物資支援.....	19

消防通信～望楼

三郷市消防本部（埼玉県）／綾瀬市消防本部（神奈川県） 松本広域消防局（長野県）／奈良市消防局（奈良県）.....	20
---	----

消防大学校だより

新任消防長・学校長科における教育訓練.....	21
危機管理・防災教育科 危機管理・国民保護コースにおける教育訓練.....	22

報道発表

最近の報道発表（令和4年5月21日～令和4年6月20日）.....	23
-----------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和4年5月21日～令和4年6月20日）.....	24
広報テーマ（7月・8月）.....	24

お知らせ

火遊び・花火による火災の防止 ～ルールを守って楽しい花火～.....	25
台風に対する備え.....	26
住民自らによる災害の備え.....	28



■ 表紙
本号掲載記事より

安全管理体制の 更なる充実強化を目指して



静岡市消防局長 秋山 義隆

静岡市消防局は、平成28年4月1日消防広域化を図り、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町の2市2町から消防事務（消防団事務及び消防水利設置、維持、管理事務は除く。）の委託を受け、1本部、2部8課、9消防署、1分署、23出張所、職員1,039人体制で86万住民の命を預かる消防組織となりました。広域化から6年が経過し、火災をはじめ各種災害による被害の軽減を図り、安全・安心に暮らせるまちづくりに積極的に取り組んでいます。

当消防局の管轄は、静岡県中央部に位置し、北に赤石岳や間ノ岳など3,000m級の山々が連なる南アルプスから、南は日本最深の駿河湾に至るまで約2,356km²もの広大な面積を有しており、江戸時代には「箱根八里は馬でも越すが、越すに越されぬ大井川」と唄われた東海道一の難所である大井川や、羽衣伝説の舞台でもあり富士山世界文化遺産の構成資産に登録された三保松原を始めとした美しい自然環境の宝庫でもあります。

また、運輸交通面では東名高速道路や新東名高速道路に加え、令和3年8月には山梨県から太平洋を結ぶ中部横断自動車道の全線が開通となり、東海道新幹線、国際拠点港湾である清水港、県内で唯一の空港である富士山静岡空港等のインフラ整備により陸・海・空の拠点として、更なる発展が期待されているところです。

防災面においては、甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震の発生が危惧されており、日頃から多数の方が利用する防火対象物の防災対策を徹底させるとともに、広域化による各市町災害対策本部との連携を重視し、タブレット端末の配備などにより、災害の情報共有を図り、迅速且つ的確な対応に取り組んでいます。

更に当消防局では、令和2年に発生した倉庫火災において、消防職員3名と警察官1名が殉職する事故が発生したことを受け、令和3年度から警防課内に【災害機動支援・部隊管理室】を設置し、災害現場での隊員の活動の監察・検証を通し、安全体制の確立、災害対応能力の強化と現場活動における教育に重点を置いてきました。

令和4年度からは、同室を再編し、【安全対策課】を新設、「安全管理に係る施策の企画及び調整」、「警防業務の活動支援並びに監察及び検証」、「職員の能力及び知識の向上並びに育成」、「災害に係る情報収集及び関係機関との連絡調整」などの業務を行い、安全管理体制の更なる充実強化を図っています。

今後も、安全・安心を未来につなぐ、住民の皆様の期待に応える消防を目指し、「不撓不屈」の精神で、全職員一丸となって業務に取り組んで参ります。

「消防庁女性活躍ガイドブック」の作成について

消防・救急課

1 はじめに

すべての女性が輝く令和の社会へ向けて「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会になること」が掲げられています。消防分野においても、女性消防吏員が増加・活躍することによって、住民サービスの向上及び消防組織が強化されることが期待されています。

消防庁では、平成27年に開催した「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」の提言内容を踏まえ、全ての消防本部との共通目標として、「全国の消防吏員に占める女性消防吏員の割合を、令和8年度当初までに5%に引き上げること」を掲げています。

2 女性消防吏員の歴史について

ここで女性消防吏員の歴史を振り返ってみますと、昭和44年2月に神奈川県川崎市消防局において、女性消防吏員が採用されたことが始まりとなります。

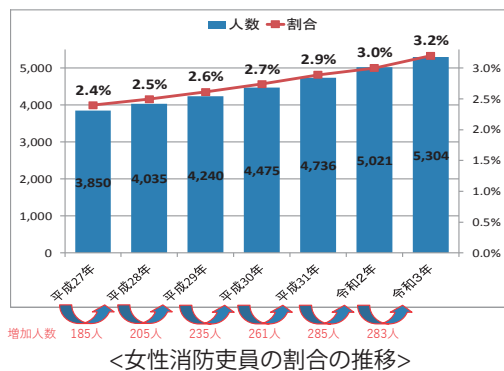
当時は、家庭の主婦や高齢者、子ども等に対する防火・防災教育等の予防業務（毎日勤務）が主な活躍の場でした。以降、女性消防吏員数は年々少しずつ増加し、担当業務についても、平成6年の女子労働基準規則（現・女性労働基準規則）の一部改正により、深夜業の規制が解除され、予防業務の他に交替制勤務（指令管制業務、救急業務）への従事も可能となりました。また、平成16年の消防庁消防課長通知により、警防業務（重量物、毒劇物等の一部業務を除く。）についても、男性と同様に従事することが可能となりました。

- ◆ 女性消防職員採用、職域拡大等に係る留意事項について
(平成16年2月6日付け消防庁消防課長通知)
- ◆ 女性消防職員警防業務への従事に係る留意事項について
(平成16年3月15日付け消防庁消防課長通知)

3 女性消防吏員の数、割合について

令和2年度における消防吏員の採用者に占める女性の割合は、平成26年度の3.5%から7.5%に倍増しており、令和3年4月1日現在、全国724消防本部のうち、593消防本部で5,304人の女性消防吏員が様々な業務で活躍しています。

全国の消防吏員に占める女性消防吏員の割合は、平成27年以降、毎年0.1～0.2%ずつ増加傾向にあるものの、現在「3.2%」に留まっており、目標である「令和8年度当初までに5%」の達成に向けて、女性消防吏員の活躍に関する取組をより一層推進していかなくてはなりません。



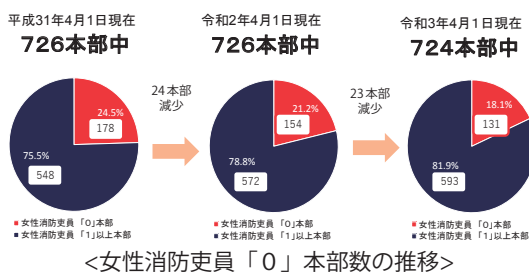
4 消防庁女性活躍ガイドブック

各消防本部における良好な取組事例を全国で共有し、様々な消防本部での女性消防吏員の活躍推進に向けた取組の参考としてもらうことを目的として、「消防庁女性活躍ガイドブック」を作成し、公表しています。平成29年度に初めて発行し、令和3年度で5回目となります。

具体的には、女性消防吏員の採用や女性消防吏員が働き続けやすい環境作り、消防本部内での管理職員の意識改革等に関する取組のほか、在職する女性消防吏員数が「0名」であった消防本部において、新規に女性消防吏員を採用した事例等を紹介しています。

また、平成30年度から実施している「女性消防吏員活躍推進モデル事業」において採択された、全国の消防本部における先進的な取組事例についても紹介しています。

女性消防吏員「0」の消防本部は、全724消防本部中、131本部で毎年大きく減少している。





《ガイドブック掲載事例の紹介》
～各消防本部の取組事例～



平成29年度版掲載
新潟市消防局（新潟県）
消防ジェンヌ2017（女性限定職場説明会）の実施



平成30年度版掲載
瑞浪市消防本部（岐阜県）
女性専用設備の整備



令和元年度版掲載
大館市消防本部（秋田県）
女性消防士採用促進PR看板の設置



令和2年度版掲載
秦野市消防本部（神奈川県）
女性隊員編成チームでの救助大会出場



令和3年度版掲載
柏市消防局（千葉県）
「にじいろ救命女子」の発足



令和3年度版掲載
駿東伊豆消防本部（静岡県）
マタニティ執務服の導入

《ガイドブック掲載事例の紹介》
～女性消防吏員活躍推進モデル事業～

モデル事業とは、平成30年度から実施している国の委託事業です。

目的

女性消防吏員の活躍をより積極的に推進し、消防力を充実強化していくため、全国で手本とすべき先進事例を構築し、各消防本部における検討の材料とするもの

委託団体

都道府県、市町村（特別区及び一部消防事務組合を含む。）、及び消防学校

委託費

1団体 20万円～200万円

委託内容

消防分野における女性消防吏員の活躍をより積極的に推進することを目指す事業

- 例) ・女性消防吏員の採用を増やすための取組
- ・女性消防吏員の活躍を推進するための意識改革や環境整備に関する取組
 - ・女性消防吏員の活躍について調査研究等を行う取組
 - ・女性消防吏員のリーダーシップを推進するための取組
 - ・男性消防吏員の家事育児参画を促進や、女性消防吏員のサポートをするための取組

応募方法

例年、消防庁が発出している「消防本部における女性消防吏員活躍推進モデル事業の委託に関する提案募集について」（消防・救急課長通知）をご確認ください。



令和元年度版掲載
岩手県
女性消防吏員PRポスターの作成



令和元年度版掲載
岩手県
女性消防吏員PRポスターの作成



令和元年度版掲載
静岡市消防局（静岡県）
ラッピングバスによる女性消防吏員PR広報



令和2年度版掲載
甲府地区広域行政事務組合消防本部（山梨県）
女性消防吏員PRのぼり旗の作成



令和3年度版掲載
北秋田市消防本部（秋田県）
女性消防吏員PR看板の作成
⇒ 地域おこし協力隊員のイラストレーターがデザインし、市内の中高生が標語を考案



令和3年度版掲載
山梨県
新聞広告による女性消防吏員PR広報
⇒ 1月19日の「119の日」に掲載

問い合わせ先
消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討報告書」の概要

危険物保安室

1 はじめに

平成23年に発生した東日本大震災では、小規模な屋外貯蔵タンクが津波により滑動・転倒する事故が発生しました。また、近年、激甚化・頻発化する風水害においては、洪水等に伴う浸水により屋外貯蔵タンクの浮揚・滑動等による事故も発生しています。

一方、近年の技術開発により、PC工法による津波対策を施工した屋外貯蔵タンクが新たに建設されるとともに、消防庁の「消防防災科学技術研究推進制度」（競争的資金）を活用した小規模屋外貯蔵タンク向けの津波対策工法に関する研究開発が進められるなど、新たな知見が得られつつありました。

このような状況を勘案し、消防庁では令和2年度から2ヶ年にわたり「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討会」を開催し、小規模屋外貯蔵タンクを対象として、競争的資金で研究開発がなされた2つの対策工法について調査検討を行い、その結果を報告書にとりまとめ、小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策工法に係るガイドラインを策定しましたので紹介します。

2 調査検討対象とした屋外貯蔵タンク

国内の屋外タンク貯蔵所総設置数のうち、80%以上を占める容量が500kL未満の小規模な屋外貯蔵タンクを対象としました。また、設置形式として多く採用されていると考えられる縦置き円筒型タンクで、かつ底板を地盤面に接して設置されているものについて検討を行いました。

3 対策工法の詳細

1. 対策工法1

タンク側板下部から基礎コンクリート立ち上がり部にかけて、炭素繊維強化プラスチック（以下「CFRP」と

いう。）を現場施工し、タンク本体を基礎部へ固定する工法です（図1参照）。この工法は、タンク本体を“面”で固定することにより、波力を受けた際のタンク隅角部への応力集中を軽減することに加え、シート状のCFRPを隙間なく施工することによりタンク底板下への浸水による浮力を発生させないこと等が主な特徴です。

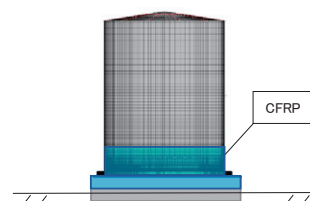


図1 対策工法1

2. 対策工法2

プレートにワイヤーを接続する接続孔（以下「アイ」という。）を取り付けたアイプレートをCFRPにてタンク側板中間段に設置し、防油堤内に設けられたアンカーとアイを緊結固定する工法です（図2参照）。

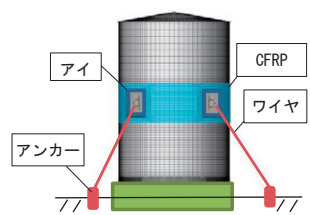


図2 対策工法2

この工法は、対策工法1が施工できないタンク（特殊な形状の基礎を有するタンク等）へも施工することが可能です。

4 調査検討内容及び結果

1. 令和2年度の調査検討内容及び結果

令和2年度は、対策工法の有効性を検討するため、タンク容量、内容液位等の条件が異なる20のケースについて有限要素法による数値解析（以下「FEM解析」という。）を行いました（図3及び図4参照（20ケースのうちの一部抜粋））。FEM解析結果からそれぞれのタンク容量、内容液位で無対策タンクより対策工法1では平均約2.1倍、対策工法2では平均約1.8倍限界津波水位が高くなることが確認されました。

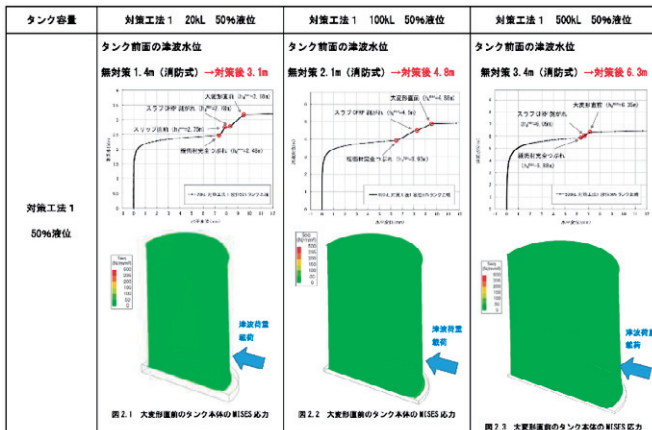


図3 対策工法1 50%液位 タンク容量別のFEM解析結果

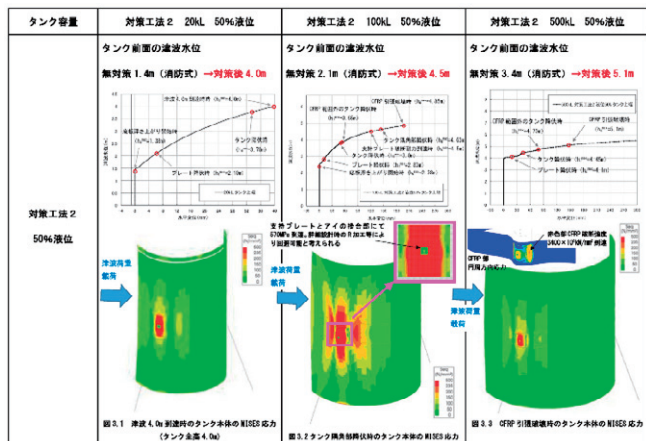


図4 対策工法2 50%液位 タンク容量別のFEM解析結果

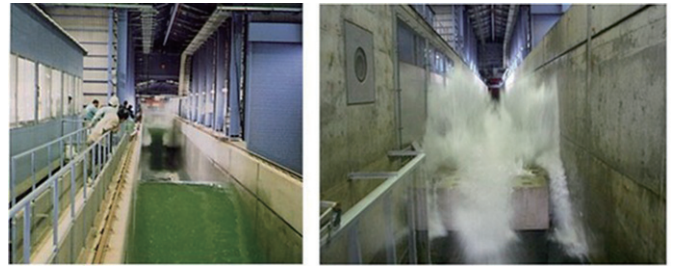


図5 大規模波動地盤総合水路 ((国研) 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所HPより引用)

(i) 浸水実験の結果

実験水路に設置した固定床の上に対策工法1、対策工法2及び無対策タンクをそれぞれ設置し、水位が約2cm/分で上昇するよう給水し、浮上の有無を確認しました。

実験の結果、無対策タンクが浮上した一方で、対策工法1または対策工法2を施工したタンクは浮上しないことを確認しました(図6から図8参照)。

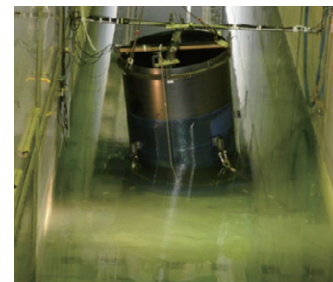


図6 無対策タンク 浸水実験

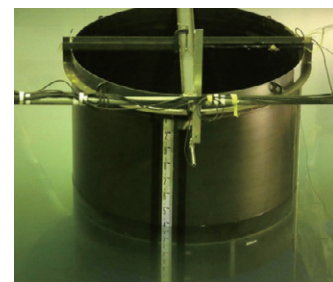


図7 対策工法1 浸水実験

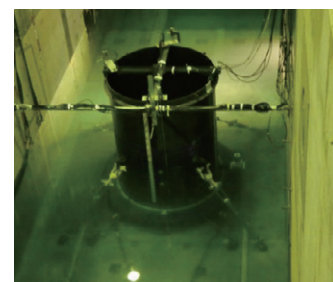


図8 対策工法2 浸水実験

2. 令和3年度の調査検討内容及び結果

令和3年度は、FEM解析の妥当性を確認するために、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 大規模波動地盤総合水路(図5参照、以下「実験水路」という。)において、対策工法を施工した容量3.45kLの模型タンク及び無対策の模型タンクに対して、津波を模擬した波を当てる実験(以下「津波実験」という。)と水害を想定し、タンクを浸水させる実験(以下「浸水実験」という。)を行いました。

津波実験の際には、模型タンクに圧力計、ひずみゲージ等の各種測定機器を設置し、測定点におけるひずみ、応力の数値を測定しました。

また、模型タンクと同じモデルに対してFEM解析を行い、実験で得られた数値とFEM解析結果を対比し、FEM解析の妥当性について検討しました。

(ii) 津波実験の結果

実験水路に設置した固定床の上に対策工法1、対策工法2及び無対策タンクをそれぞれ設置して津波を積荷させ、「タンクが保持できるのか」、「CFRPが剥離しないか」を確認しました（図9から図11参照）。

対策工法1及び対策工法2では、対策工法によりタンクが保持されること、CFRPに対策工法を逸するような剥離が生じないことを確認しました。

一方で、無対策タンクは津波を模擬した波の積荷により移動することを確認しました。

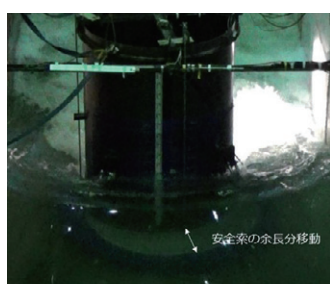


図9 無対策タンク 津波実験

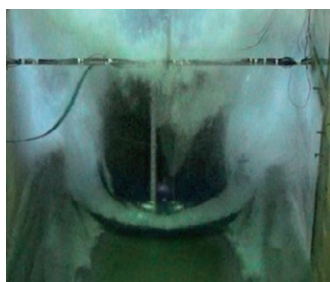


図10 対策工法1 津波実験

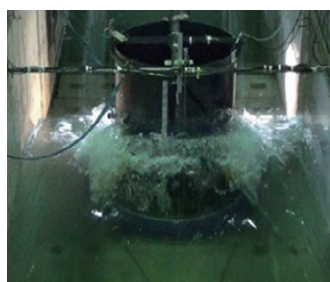


図11 対策工法2 津波実験

(iii) 実験測定値とFEM解析結果の対比

模型タンクと同じモデルに対するFEM解析結果と津波実験の際に測定した計測値を対比してみると、実験で得られた測定点におけるひずみ、応力の数値とFEM解析結果が大きく乖離していないことから、FEM解析の妥当性が確認されました。

5 ガイドラインの策定

調査検討結果から対策工法1及び対策工法2の有効性並びにFEM解析の妥当性が確認されたことから、タンク所有者等が自主保安を推進するために参考となる指針として、小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策工法に係るガイドラインを策定し、小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策について（令和4年3月30日付消防危第63号）により発出しました。

6 その他

「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討報告書」及び「小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策工法に係るガイドライン」については、消防庁ホームページから閲覧できます。「消防庁トップページ」→「審議会・検討会等」→「検討会等」→「令和3年度開催の検討会等」→「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討会」（https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-97.html）

問い合わせ先

消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524

令和3年中の危険物に係る事故の概要

危険物保安室

1 危険物施設における事故発生件数

令和3年中（令和3年1月1日～令和3年12月31日）に発生した危険物施設における火災事故及び流出事故の合計件数は646件（火災事故224件、流出事故422件）となっており、前年と比べ84件の増加となりました。（前

年562件：火災事故187件、流出事故375件）

近年の事故件数は、平成6年の287件から増加に転じ、平成19年以降は、高い水準で横ばいの状況が続いています。平成元年以降事故が最も少なかった平成6年と令和3年を比べると危険物施設数は約30%減少しているにもかかわらず、事故件数は約2倍に増加しており、事故の発生状況は過去最多となっています。（図1参照）

無許可施設、危険物運搬中等の危険物施設以外での火災及び流出事故の件数は21件（前年14件）と前年に比べ7件増加しており、その内訳は火災事故が8件（前年3件）、流出事故が13件（前年11件）となっています。（表1参照）

2 危険物施設における火災事故の発生状況等

ア 火災事故による被害の状況

令和3年中に危険物施設において発生した火災事故は224件（前年187件）となっています。このうち、重大事故は12件発生しています。火災事故による被害は、死者0人（前年2人）、負傷者36人（前年33人）、損害

図1 危険物施設における火災・流出事故発生件数及び危険物施設数の推移

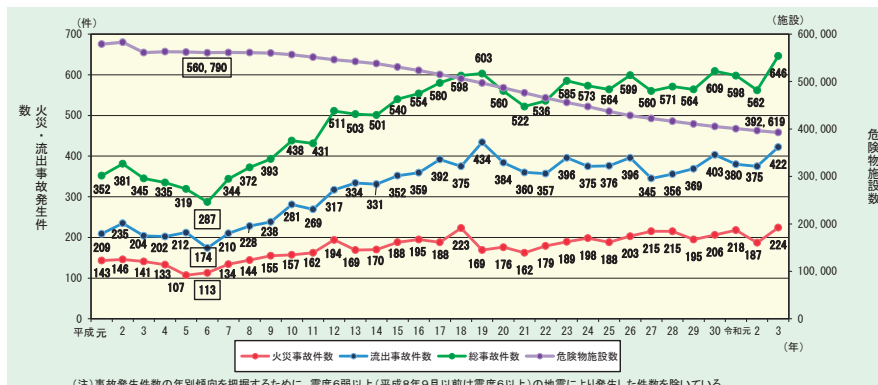


表1 令和3年中に発生した危険物に係る事故の概要

区分	事故の態様 発生件数等	危険物に係る事故 発生件数	火災事故			流出事故				
			発生件数	被害		発生件数	被害			
				死者数	負傷者数		損害額 (万円)	死者数	負傷者数	損害額 (万円)
危険物施設		646	224 (12)	0	36	704,692.0	422 (8)	1	28	47,673.0
危険物施設以外	無許可施設	14	7	0	3	5,472.0	7	0	2	33.0
	危険物運搬中	7	1	0	0	583.0	6	0	2	6.0
	仮貯蔵・仮取扱い	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
	小計	21	8	0	3	6,055.0	13	0	4	39.0
合計		667	232	0	39	710,747.0	435	1	32	47,712.0

(注) 1 ()内の数値は重大事故件数を示す。

2 火災事故における重大事故は、危険物施設で発生した火災事故のうち、①死者が発生した事故（人的被害指標）、②事業所外に物的被害が発生した事故（影響範囲指標）、③収束時間（事故発生から鎮圧までの時間）が4時間以上要した事故（収束時間指標）のいずれかに該当する事故をいう。また、流出事故における重大事故は、危険物施設で発生した流出事故のうち、①死者が発生した事故（人的被害指標）、②河川や海域など事業所外へ広範囲に流出し、かつ、流出した危険物量が指定数量の1倍以上の事故、または、事業所周辺のみ流出し、かつ、流出した危険物量が指定数量の10倍以上の事故（流出被害指標）のいずれかに該当する事故をいう（「危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標の一部改正について」（令和2年12月7日付け消防危第287号））。

額は70億4,692万円（前年10億9,035万円。不明及び調査中を除く。以下同じ。）となっています。前年に比べ、火災事故の発生件数は37件増加し、死者は2人減少し、負傷者は3人増加し、損害額は59億5,657万円増加しています。（表1参照）

イ 出火の原因に関係した物質

令和3年中の危険物施設における火災事故の出火原因に関係した物質（以下、「出火原因物質」という。）についてみると、224件の火災事故のうち、危険物が出火原因物質となる火災事故が110件（49.1%）発生しており、このうち101件（91.9%）が第4類の危険物でした。これを危険物の品名別にみると、第1石油類が56件（55.4%）で最も多く、次いで、第3石油類が25件（24.8%）、第4石油類が8件（7.9%）、アルコール類及び第2石油類が6件（5.9%）の順となっています。

ウ 火災事故の発生原因

令和3年中の危険物施設における火災事故の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、人的要因が53.6%（120件）で最も高く、次いで、物的要因が27.2%（61件）、その他の要因（不明及び調査中を含む。）が19.3%（43件）の順となっています。（図2参照）

3 危険物施設における流出事故の発生状況等

ア 流出事故による被害の状況等

令和3年中に危険物施設において発生した流出事故は422件（前年375件）となっています。このうち、重大事故は8件発生しています。流出事故による被害は、死者1人（前年0人）、負傷者28人（前年23人）、損害額は4億7,673万円（前年2億2,886万円）となっています。前年に比べ、発生件数は47件増加し、死者は1人増加し、負傷者は5人増加し、損害額は2億4,787万円増加しています。（表1参照）

イ 流出した危険物

令和3年中の危険物施設における流出事故で流出した危険物をみると、多くが第4類の危険物であり、その事故件数は415件（98.3%）となっています。これを危険物の品名別にみると、第2石油類が155件（37.3%）で最も多く、次いで、第1石油類が110件（26.5%）、第3石油類が105件（25.3%）の順となっています。

ウ 流出事故の発生原因

令和3年中の危険物施設における流出事故の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、物的要因が55.0%（232件）で最も高く、次いで、人的要因が35.3%（149件）、その他の要因（不明及び調査中を含む。）が9.7%（41件）の順となっています。詳細な要因別にみると、腐食疲労等劣化によるものが35.8%（151件）で最も高く、次いで、操作確認不十分が16.4%（69件）、破損が7.1%（30件）の順となっています。（図3参照）

4 危険物事故防止対策の推進等

消防庁では、令和3年中の事故の状況等を踏まえ、危険物に係る事業者団体、消防機関等により策定された「令和4年度危険物等事故防止対策実施要領」に基づき、事故防止対策を推進します。

詳しくは消防庁ホームページを御覧ください。

<危険物等に係る事故防止対策の推進について>

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220325_kiho_61.pdf

<令和3年中の危険物に係る事故の概要の公表>

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/95af717506fe8b5a6b79f4800adf6589ab44dfa4.pdf>

図2 危険物施設における火災事故発生原因

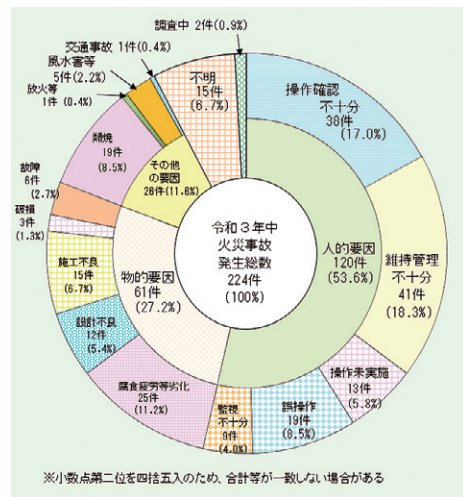
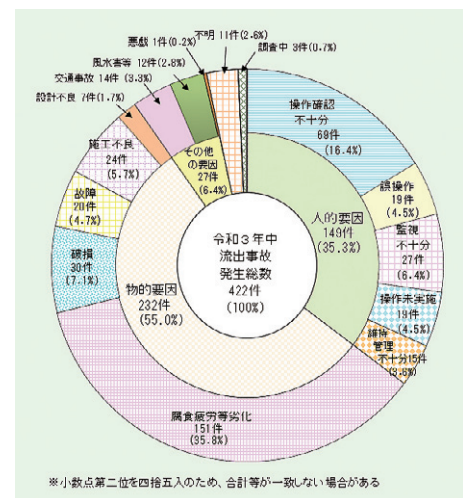


図3 危険物施設における流出事故発生原因



問い合わせ先

消防庁危険物保安室 佐藤・葛西
TEL: 03-5253-7524

令和3年（1～12月） における火災の概要 （概数）

防災情報室

1 総出火件数は、35,077件、前年同期より386件の増加

令和3年（1～12月）における総出火件数は、35,077件で、前年同期より386件増加(+1.1%)しています。これは、おおよそ1日あたり96件、15分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別で見ますと、次表のとおりです。

令和3年（1～12月）における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	19,461	55.5%	96	0.5%
林野火災	1,228	3.5%	▲11	-0.9%
車両火災	3,494	10.0%	28	0.8%
船舶火災	62	0.2%	▲16	-20.5%
航空機火災	0	0.0%	0	-
その他火災	10,832	30.9%	289	2.7%
総火災件数	35,077	100%	386	1.1%

2 総死者数は、1,400人、前年同期より74人の増加

火災による総死者数は、1,400人で、前年同期より74人増加(+5.6%)しています。

また、火災による負傷者は、5,369人で、前年同期より214人減少(-3.8%)しています。

3 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）数は、913人、前年同期より14人の増加

建物火災における死者1,152人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、999人であり、更にそこから放火自殺者等を除くと、913人で、前年同期より14人増加(+1.6%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、86.7%で、出火件数の割合54.8%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）の7割超えが高齢者

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）913人のうち、65歳以上の高齢者は682人(74.7%)で、前年同期より37人増加(+5.7%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ447人(1人の減・-0.2%)、着衣着火36人(9人の減・-20.0%)、出火後再進入10人(5人の減・-33.3%)、その他420人(29人の増・+7.4%)となっています。

5 出火原因の第1位は、「たばこ」、続いて「たき火」

総出火件数の35,077件を出火原因別にみると、「たばこ」3,017件(8.6%)、「たき火」2,725件(7.8%)、「こんろ」2,667件(7.6%)、「放火」2,305件(6.6%)、「電気機器」1,799件(5.1%)の順となっています。

6 住宅防火対策への取組

令和3年（1～12月）の住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）は、913人となっています。このうち65歳以上の高齢者は、682人(74.7%)で、7割を超えています。

住宅用火災警報器については、平成18年6月から新築住宅への設置が義務化され、平成23年6月に全ての既存住宅への設置が義務化されました。令和3年6月に全ての住宅への設置義務化から10年を迎えたことから、老朽化した住宅用火災警報器の交換など、適切な維持管理を行うことが重要です。

消防庁では、広報、普及・啓発活動として住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会を捉え、全国の消防本部や報道機関と連携し、特に住宅用火災警報器の点検・交換などの維持管理の重要性について普及啓発活動を行ったほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

また、全国の消防本部等においても、「住宅用火災警報器設置・維持管理対策会議」において決定された「住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針」を踏まえ、消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と協力して設置の徹底及び維持管理の促進のための各種取組を展開しています。

7 放火火災防止への取組

令和3年（1～12月）の放火及び放火の疑いによる火災は、3,859件で、全火災の11.0%を占めており、依然として高い割合になっています。

消防庁では、「放火火災防止対策戦略プラン」（参照URL: <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post22.html>）を活用し、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行うことで、

放火火災に対する地域の対応力を向上させることなどを推進しています。

8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は、1,228件で、前年同期より11件減少(-0.9%)し、延べ焼損面積は約671haで、前年同期より222ha増加(+49.5%)しています。

例年、空気が乾燥する春において、林野火災が多発していることから、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、令和3年は「あなたです 森を火事から 守るのは」という統一標語の下、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼び掛けました。



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526

第6回予防業務優良事例表彰式の開催

予防課

1. 予防業務優良事例表彰の概要

予防業務優良事例表彰は、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務を含む。）の取組のうち他団体の模範となるものについて、当該消防本部を表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、平成28年度に創設されたものです。

第6回予防業務優良事例表彰では、令和3年1月1日から令和3年12月31日にかけて、各消防本部で力を入れた予防業務の取組について幅広く事例を募集した結果、46団体から応募があり、令和4年3月10日に開催した「予防業務優良事例表彰選考会議（委員長：小林恭一 東京理科大学総合研究院教授）」における選考を経て、受賞団体を決定いたしました。

2. 受賞団体の紹介

第6回予防業務優良事例表彰における受賞団体は以下のとおりです（50音順により記載）。

<消防庁長官賞>

熊本市消防局、神戸市消防局、名古屋市消防局、芳賀地区広域行政事務組合消防本部、横浜市消防局（計5団体）

<優秀賞>

大津市消防局、岡崎市消防本部、岡山市消防局、春日井市消防本部、鹿沼市消防本部、泉州南広域消防本部、仙台市消防局、東京消防庁、富山市消防局、東根市消防本部（計10団体）



表彰状授与の様子

3. 表彰式の開催

令和4年6月8日に、全国消防長会の御協力のもと、パシフィコ横浜 会議センター（神奈川県）において、「第6回予防業務優良事例表彰式」を開催しました。

表彰式では、受賞団体に対して表彰状の授与を行い、消防庁長官賞受賞団体からは、それぞれの取組事例について、事例紹介が行われました。

また、表彰式当日、受賞団体の取組事例を冊子としてまとめた取組事例集を来場者や受賞団体以外の消防本部にも配布しました。

なお、取組事例集は、消防庁ホームページにおいて公表しております。

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-6.html#yobou06>



事例紹介の様子



受賞団体の記念撮影

問い合わせ先

消防庁予防課 上野主幹、藤原
TEL: 03-5253-7523（直通）
FAX: 03-5253-7533
メール yobo@soumu.go.jp

消防庁と新日本プロレスとのコラボ事業

地域防災室

令和4年から総務省消防庁では、今年で創立50周年を迎える新日本プロレスリング（株）とコラボし、消防団や少年消防クラブの広報事業を展開しています。この事業は、新日本プロレスが50社とコラボするという50周年の企画の一環で、新日本プロレスから総務省消防庁にコラボ事業の提案があり実現し、今まで2つの企画（消防団員募集ポスターの制作（第1弾）、少年消防クラブの広報動画の制作（第2弾））を行ってきました。

令和4年6月1日、この総務省消防庁と新日本プロレスとのコラボ事業の一環として、田畑裕明総務副大臣が新日本プロレス所属の真壁刀義選手と面会しました。この中で、なんと真壁選手から、コラボ企画第3弾として「全国少年消防クラブ交流大会への新日本プロレスの参加」という“緊急提案”がありました。田畑副大臣は、驚きつつも、「大変ありがたいご提案」として、その場で快諾の返答をしたところです。

本年度の全国少年消防クラブ交流大会は、9月23日から25日に、鳥取県米子市のどらドラパーク米子で開催予定です。新日本プロレスの“参戦”で、ますます熱くなることが予想される全国少年消防クラブ交流大会ですが、総務省消防庁では、その詳細について決まり次第、少年消防クラブオフィシャルウェブサイトに随時アップしていく予定ですので、どうぞご期待ください。

ここで、今まで行った2つのコラボ企画について紹介します。

第1弾の消防団員募集ポスターについては、棚橋弘至選手、真壁刀義選手にご出演いただき、「災害VS消防団 ニッポンを守る魂の一本勝負!!」をコンセプトに、消防団の力強さを両選手の力強さに重ね合わせ、消防団の熱い思いを表現したものとなっています。このポスターは地方公共団体を通じて約9万枚が配布され、全国の消防署や公共施設等に掲示されています。



田村総務副大臣と真壁選手との面会の様子①



田村総務副大臣と真壁選手との面会の様子②



消防団員募集ポスター（コラボ企画第1弾）

また、このポスターを幅広い方々に認知していただき、消防団員の確保につなげるための一環として、両選手にご協力いただき、1年で最も大きなプロレスの試合が開催される1.4東京ドームにおいて、プロレスファンの方向けの動画放映を行いました。この動画は、現在総務省消防庁の公式YouTubeチャンネルにて視聴できます。



新日本プロレスタイアップポスターPR動画

第2弾の少年消防クラブの広報動画については、少年消防クラブの認知向上を目的として、真壁刀義選手、獣神サンダー・ライガーさんにご出演いただくとともに、浦安市少年消防団にもご協力いただき、少年消防クラブの子供たちが普段行っている活動をお二人に体験していただく楽しい動画を制作しています。現在、動画は編集作業中ですが、7月下旬に、小中学校の夏休み期間に合わせて、総務省消防庁の公式YouTubeチャンネルにて公開する予定です。本稿では、動画公開前に少し動画撮影風景をご紹介します。



少年消防クラブの広報動画（コラボ企画第2弾）撮影風景②



少年消防クラブの広報動画（コラボ企画第2弾）撮影風景①

このように、総務省消防庁と新日本プロレスとのコラボ事業では、消防団の熱い思いや少年消防クラブの魅力を、今までとは違った角度で紹介しています。コラボ企画第3弾である全国少年消防クラブ交流大会についても、参加する子供たちに、今までとは違った体験をしてもらうとともに、少年消防クラブの更なる認知向上に取り組んでいきます。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室
TEL: 03-5253-7561

令和4年度全国防災・危機管理トップセミナー

防災課

我が国は、その自然条件から地震、水害などの災害が発生しやすい特性を有しており、こうした災害がどこでも起きる可能性があります。一旦、災害が起きますと、市町村は、短期間に膨大な業務を処理することが求められることから、市町村長は、リーダーシップを十分発揮し、的確に対応する必要があります。

このため、市町村長の災害危機管理対応力の向上のため「全国防災・危機管理トップセミナー」を毎年開催し、被災経験のある市町村長や有識者等による講演を聴講する機会を提供しております。

6月1日（水）に全国都市会館大ホールにおいて、市長・区長を対象としたセミナーが開催された。新型コロナウイルス感染症の影響により、3年ぶりの開催となったが、全国から127名の市長・区長に御参加いただき盛会となった。



挨拶をする金子総務大臣



挨拶をする二之湯内閣府特命担当大臣



大原講師による講演



松岡市長による講演

【トップセミナー次第】

○開会あいさつ

金子 恭之 総務大臣

二之湯 智 内閣府特命担当大臣（防災）

○講演

1 適時適切な避難情報の発令について

国立研究開発法人 土木研究所

水災害・リスクマネジメント 国際センター

主任研究員 大原 美保 氏

2 災害を経験した市長による講演

熊本県人吉市

市長 松岡 隼人 氏

○施策紹介

市町村の災害対応力の強化に向けて

消防庁国民保護・防災部長

荻澤 滋

【掲載情報】

○セミナーの様子（録画放送）

「自治体衛星通信機構ホームページ」

（消防チャンネル内）

<http://www.lascom.or.jp/movie/shobou/>

○講演、施策紹介時の配付資料

「消防庁ホームページ」

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/senmon/cat2/cat3/post-1483.html>

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課

TEL: 03-5253-7525

「災害情報の伝達に関する協定」の締結

国民保護室・国民保護運用室

全国瞬時警報システム(以下「Jアラート」という。)により配信される情報については、市町村の防災行政無線や、携帯事業者の緊急速報メール等で伝達されています。

総務省消防庁では、より多くの方に情報を伝達することを目的として、一般社団法人日本パブリックビューイング協会(以下「JPVA」という。)との間において、令和4年3月9日に「災害情報の伝達に関する協定」を締結するとともに、JPVAを「災害情報伝達法人」として認定しました。

これにより、JPVA加盟事業者が運営する国内10か所の繁華街に設置された大型ビジョンにおいて、令和4年4月27日よりJアラートで配信された情報の表示が開始されました。

大型ビジョンに表示されるJアラート情報については、多言語(日本語、英語、中国語(簡体字)、韓国語)の4言語)表示となっています。

Jアラート情報を表示する大型ビジョン(10か所)

札幌パルコビジョン	北海道札幌市中央区南1条西3-3 札幌パルコ壁面
新宿アルタビジョン	東京都新宿区新宿3-24-3 スタジオアルタ壁面
原宿表参道ビジョン	東京都渋谷区神宮前6-4-1 原宿八角館ビル壁面
109フォーラムビジョン	東京都渋谷区神南1-23-10 MAGNET by SHIBUYA109壁面
誠志堂ビジョン	東京都港区六本木7-14-10 誠志堂ビル壁面
あだちスマイルビジョン	東京都足立区千住2-59 JR北千住駅西口金子ビル壁面
エキサイトビジョン 大宮アルシェ	埼玉県さいたま市桜木町2-1-1 アルシェビル壁面
NAGY	愛知県名古屋市中村区椿町7-1 OVA21ビル壁面
トンボリステーション	大阪府大阪市中央区道頓堀1-9 ベルスードビル壁面
博多どんたくビジョン	福岡県福岡市博多区博多駅中央街

Jアラート情報(4言語)の表示例① 【日本語・英語】

⚠
内閣官房発表

その他の国民保護情報
Other civil protection information 2022年 1月 1日 0時00分受信

ミサイル発射。ミサイル発射。●●●からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難してください。

Missile launch. Missile launch. It seems that a missile was launched from ●●●. Evacuate to the inside of the building or underground.

Jアラート情報(4言語)の表示例② 【中国語(簡体字)・韓国語】

⚠
内閣秘书处公告

其他国民保护信息
기타 국민보호정보 2022년 1월 1일 0시 00분受信

发射导弹。发射导弹。估计是●●●发射了导弹。请在建筑物中或者地下避难。

미사일발사. 미사일발사. ●●●에서 미사일이 발사된 것으로 보입니다. 건물 안, 또는 지하에 피난해주세요.

問い合わせ先

消防庁国民保護室、国民保護運用室 栗山、岸
TEL: 03-5253-7550

ウクライナへの物資支援

参事官

1. ウクライナへの物資支援

本年4月、ウクライナ内務大臣から金子総務大臣に書簡にて物資支援の要請がありました。これを受けて、総務省では、要請のあった物資のうち、現地で使用可能な消防・救助関連資機材、通信機器25品目・約30トンを、国内消防本部（東京消防庁及び20指定都市）、民間団体・企業からの協力を得て確保し、ウクライナ政府へ提供しました。

支援物資は、5月29日以降、順次、輸送が実施され、ウクライナ支援物資の集積地があるポーランドまで届けられています。

【主な支援物品】（数量は概数）



防火帽（400個）
防火衣（1,350着）
防火手袋（1,100双）
防火靴（180足）



熱画像装置（5個）



ネックカラー（180個）



防護めがね（1,500個）



衛星携帯電話（25台）



油圧ジャッキ（50台）



ストレッチャー（50台）



個人線量計（50個）

※ 添付画像は支援資機材の一部でありイメージ

2. ウクライナへの物資支援に係る総務大臣感謝状の贈呈

その後、6月8日に金子総務大臣は、ウクライナへの物資支援に、ご協力いただいた消防本部、民間団体・企業に対し、感謝状を贈呈しました。

感謝状の贈呈後、金子総務大臣からは、支援物資を迅速に提供していただいたことへの感謝の言葉とともに、支援物資は消防活動や政府活動などに従事するウクライナ政府の方々の任務遂行に貢献するものと信じている旨、発言がありました。



受領者へ感謝を述べる金子総務大臣



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付
遠藤国際協力官、廣田係長、新井事務官
TEL: 03-5253-7507

ドローン操縦初任者研修会を実施

三郷市消防本部

三郷市消防本部では、令和4年5月12日（木）、消防本部職員を対象にドローン操縦初任者研修会を実施しました。民間の企業に講師を依頼し、機体の性能や構造、関係法令、操縦方法を学びました。俯瞰した映像や熱感知機能など、多種多様な災害現場で有効に活用できるものとなります。また、女性消防職員も研修会に参加しており、今後のドローン本格運用に伴い、女性消防職員の活躍する領域が更に広がっていくことが期待されています。



消防団PR動画をYouTubeで公開

綾瀬市消防本部

「一步踏み出す勇気が、地域を救う大きな一歩になります。」

綾瀬市消防本部では、地域防災の要である消防団員の担い手が減少していることから、多くの方に消防団の活動を知っていただくため、消防団PR動画を作成しYouTubeで公開しました。消防本部内で動画作成チーム（A.F.D.X(綾瀬市消防本部及び消防署における広報デジタルトランスフォーメーションプロジェクトチーム))を結成し、綾瀬市消防団全面協力のもと、撮影や編集などすべて職員が行いこの動画を作成しました。



消防通信 望 楼 ぼうろう

YouTube「松本広域消防チャンネル」の開設と職員採用試験PR動画の投稿

松本広域消防局

松本広域消防局では、消防業務に関する情報を広く発信するため、YouTubeに「松本広域消防チャンネル」を開設し、職員採用試験PR動画を投稿しました。この動画は「松本の消防士になりましょ」をテーマに、現役消防職員に突撃インタビューを行う形式で、救助隊長編、救急隊長編、女性職員編、若手職員編及び予防要員編の合計5本を自主製作し、当消防局の魅力や松本地域のいいトコロを紹介しています。

今後も公式チャンネルを通じて親しみやすい広報を展開していきます。



消防職向け手話講習会

奈良市消防局

奈良市消防局では、令和3年12月14日（火）、15日（水）の2日間、奈良県聴覚障害者協会から講師を招き消防職向け手話講習会を実施しました。

講習会では、聴覚に障害のある方の心理やコミュニケーション方法、災害現場を想定した手話講座や対応方法等について学びました。

聴覚に障害をお持ちの方が普段抱えている苦悩や不安について知ることができ、聴覚に障害のある方だけでなく様々な人の目線に立った応接や消防活動の重要性を再認識する良い機会となりました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

新任消防長・学校長科における教育訓練

消防大学校では、消防吏員として消防業務に従事した経験のない新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させることを目的に「新任消防長・学校長科」を設置しています。

令和4年度の「新任消防長・学校長科（第32期）」は、5月10日（火）～5月20日（金）の11日間に及ぶ全寮制での集合研修を受け、36名が無事卒業しました。

研修では、内藤消防庁長官を始め、消防庁幹部による最新の消防行政の動向に関する講義や清水全国消防長会会長による講話、各人が抱える課題等についての討議、及び消防人として必須である消防訓練礼式等を受講し、消防組織のトップとしての職責を認識するとともに、消防職の心構えについて積極的に学びました。

また、実科では実火災体験型訓練（ホットトレーニング）の見学や、防火衣及び空気呼吸器の装着体験を行い、消防職員の過酷な環境での現場活動の実態を理解しました。大規模地震時における常備消防と消防団との連携を想定した指揮シミュレーション訓練では、指揮者の状況判断の難しさや、各機関との連携の重要性について理解を深めました。さらに、危機管理広報では、組織内で不祥事が起きた際の報道対応の実習を行い、危機事案発生時の適切な広報技術の向上を図ることができました。

研修を終えた学生からは、「座学や訓練等を通じて消防に関する様々な知識や消防長・学校長としての心構えを学ぶとともに、消防庁長官など普段聞くことのできない方から貴重なお話を聞いたこと、また、全国の消防長・学校長との意見交換、情報交換等により親睦を深めることができ大変有意義な研修でした。」「所属の消防職員とようやく同じ土俵に立つことができる感じです。戻ってからの意思疎通、交流がとても楽しみになりました。」「新任初期に、豊富な実績をもつ多彩な講師陣による研修機会を与えていただき感謝申し上げます。また、懇親を深める中で人との繋がりができ、大変有意義な研修となりました。やはり、安心・安全なまちづくりは、人づくりだと実感しました。」など、教育科目全般及び学生相互の交流を含め、有益であったと

評価する意見が多数寄せられました。

今後は、一般行政職員の幹部としての経験や知識に加え、「新任消防長・学校長科」で習得した知識等をいかして、各組織のトップとして住民の安全・安心に貢献し、大いに活躍されることを期待いたします。



長官講話（消防庁KKCにて長官を囲んで記念撮影）



訓練礼式



指揮シミュレーション訓練

危機管理・防災教育科 危機管理・国民保護 コースにおける教育訓練

消防大学校では、地方公共団体の危機管理・防災担当、国民保護担当者に対する研修課程として、その業務に必要な行政動向等の知識及び能力を習得させることを目的に「危機管理・防災教育科 危機管理・国民保護コース」を実施しています。

令和4年度の危機管理・国民保護コース（第12回）では、学生37名が消防大学校での8日間（4月14日～21日）の全寮制の集合教育を終え、全員が無事に修了しました。

研修では、消防庁幹部による国民保護法制の概要に関する講義をはじめ、専門家による危機管理の初動や応急対応、また過去の災害事案での危機管理体制に関する講義を実施して、危機管理担当者の業務に応じた実践的なカリキュラムで実施し、必要な知識及び能力の習得に努めました。

課題研究では、「地方行政における危機管理」に関する、近年の不安定な国際情勢及び大規模化する自然災害等について、課題を各班で研究し、その結果を発表することで、各自治体が直面している課題解決に向けての活発な意見交換や討議が行われました。

今年度から導入した「危機管理広報・報道対応演習」では、有事の際、地域住民に対する迅速かつ正確な情報を発信するために、その知識や手法を学び、模擬的な報道演習を実施しました。

研修を終えた学生からは、「全国各地から集まった学生と、防災に対する課題や、災害対応等の問題について情報交換する中で、危機管理や国民保護の理解が深まった。」「課題研究やグループワーク等を通じて、様々な意見を聞くことや、先進的な取組みを聞くことができたことなど、受講生にとっては、お互いに有意義な研修であったと思います。」等の意見が多く寄せられました。

今後は、消防大学校で習得した知識を糧としてさらに大きな力を発揮するとともに、共同生活で培った各自治

体のネットワークを活かして、それぞれの地域での更なる活躍が期待されます



国民保護・ケーススタディ



課題研究発表



危機管理広報・報道対応演習

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表（令和4年5月21日～令和4年6月20日）

<予防課>

4.6.1	<u>第6回予防業務優良事例表彰の受賞団体の決定</u>	消防庁では、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務も含む。）の取組のうち他団体の模範となる優れたものについて表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的とする「予防業務優良事例表彰」を平成28年度に創設いたしました。この度、令和3年1月1日（金）から12月31日（金）までの間に各消防本部で力を入れた取組として応募があったものについて、予防業務優良事例表彰選考会議（委員長：小林恭一東京理科大学教授）において審査を行った結果、「第6回予防業務優良事例表彰」の受賞団体を決定いたしました。受賞団体の決定に伴い、6月8日（水）に表彰式を開催します。
-------	------------------------------	--

<危険物保安室>

4.5.27	<u>「令和4年度危険物安全週間」の実施及び消防庁長官賞の表彰</u>	令和4年6月5日（日）から6月11日（土）まで「令和4年度危険物安全週間」を実施し、消防庁長官賞の表彰を行います。
--------	-------------------------------------	---

<特殊災害室>

4.5.26	<u>「令和3年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要」の公表</u>	消防庁では、毎年、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故の概要を取りまとめています。今般、令和3年中の事故概要を取りまとめたので公表します。
--------	---	---

<防災課>

4.5.23	<u>市区長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」の開催</u>	災害時には、短期間のうちに膨大な業務に対応・処理することが求められ、市区長はリーダーシップを十分発揮し、的確な災害危機対応を行う必要があります。そのため、市区長の危機管理意識の一層の向上を図り、市区の災害対応力の向上等につながるよう、全国の市区長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催します。
4.5.26	<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（案）に対する意見公募</u>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う告示の制定について、令和4年5月26日から令和4年6月2日までの間、意見を公募します。
4.6.8	<u>6月15日に緊急地震速報訓練の訓練を実施します</u>	緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、慌てずに身を守るなど適切な行動をとるためには日頃からの訓練が重要です。6月15日に、国の機関、都道府県、市区町村と連携した全国的な訓練を実施します。一部の地方公共団体では、住民参加による地震の揺れから身を守る訓練などが行なわれます。お住まいの地域の訓練内容を御確認いただき、可能な範囲で訓練へ参加してください。
4.6.17	<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（案）に対する意見募集結果及び告示の公布</u>	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（案）について、令和4年5月26日から令和4年6月2日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、2件の御意見がありました。この結果を踏まえて、本日、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設」を公布しましたのでお知らせします。

<参事官>

4.5.27	<u>ウクライナへの物資支援</u>	総務省は、国内消防本部、民間団体・企業の協力を得て、消防・救助関連資機材、通信機器の支援物資をウクライナ政府に提供します。
4.6.8	<u>ウクライナへの物資支援に係る総務大臣感謝状の贈呈</u>	総務省によるウクライナへの物資支援（消防・救助関連資機材、通信機器）に、ご協力いただいた消防本部、民間団体・企業に対し、総務大臣感謝状を贈呈しましたので、お知らせします。



最近の通知 (令和4年5月21日～令和4年6月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防参第128号	令和4年6月3日	都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 参事官	「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」の策定及び積極的な活用について
事務連絡	令和4年6月3日	各都道府県消防防災主管部（局）	消防庁救急企画室	ヒアリに関する対応について（注意喚起）
事務連絡	令和4年6月3日	各都道府県消防防災主管部（局）	消防庁救急企画室	自動体外式除細動器及び体表用除細動電極の適正使用に関する情報提供等の実施について
消防危第113号	令和4年5月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	令和3年中の危険物に係る事故に関する執務資料の送付について
消防消第162号	令和4年5月25日	各都道府県消防防災主管部（局）長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	消防本部における職員等のマイナンバーカードの取得の推進について

広報テーマ

7 月		8 月	
①火遊び・花火による火災の防止	予防課	①電気器具の安全な取扱い	予防課
②石油コンビナート災害の防止	特殊災害室	②危険物施設等における事故防止	危険物保安室
③台風に対する備え	防災課	③防災訓練への参加の呼び掛け	防災課
④全国防災・危機管理トップセミナー	防災課		
⑤住民自らによる災害への備え	地域防災室		

火遊び・花火による火災の防止 ～ルールを守って楽しい花火～

予防課

1 火遊びによる火災を防止しましょう

令和3年中の火遊びによる火災は309件発生しています。

子供だけで火遊びをする時に発生することが多く、そのため火災の発見が遅れ、火災が拡大する要因になります。

火遊びによる火災のうち、「ライター」によるものが177件（57.3%）で最も多く、次いで「マッチ」によるものが64件（20.7%）、「火のついた紙」によるものが10件（3.2%）となっていて、これらが全体の件数の約8割を占めています。

火遊びによる火災を未然に防ぐためにも、大人が子供たちに対して正しい火の取扱い方や火災の恐ろしさを教える必要があります。

火を使う前は、子供たちと火の取扱い・火災の恐ろしさについて話し合うようにしましょう。

子供の火遊びによる火災防止のポイント

- 1 子供だけを残して外出しない
- 2 ライターやマッチを子供の手の届くところに置かない
- 3 子供だけで火を取り扱わせない
- 4 火遊びをしているのを見かけたら注意する
- 5 火災の恐ろしさ・火の取扱いについて教育する

2 花火は楽しく安全に遊びましょう

夏の風物詩と言えば、「花火」。子供たちにとっても楽しい季節となりました。

夕暮れ時になると、色とりどりの花火が私たちを楽しませてくれます。

しかし、遊び方を誤ると、気軽に楽しめる花火も、火災や火傷などの事故につながりかねません。

全国で、花火による火遊びが原因の火災は令和2年中に6件、令和3年中に2件発生しています。

火災や火傷などの事故が起こらないよう遊び方には十分注意し、楽しい夏の思い出にしましょう。



がん具煙火の安全広報用ポスター

花火を安全に遊ぶポイント

- 1 風の強いときは花火をしない
- 2 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
- 3 子供だけでなく大人と一緒に遊ぶ
- 4 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る
- 5 水バケツを用意し、使った花火は必ず水につける

SFマーク付きおもちゃ花火を使用しましょう

（公社）日本煙火協会の検査所では、火薬類取締法に適合しているか否かを見る「基準検査」、また、花火の構造、燃焼現象、使用方法に係わる表示を確認し、実際に着火して危険の有無を調べる「安全検査」を実施しています。これらの検査に合格したおもちゃ花火には、SFマークが付されています。



SFマーク（Safety Fireworks）

※国内で流通する国産・輸入品のおもちゃ花火には上記マークがあります。

（注）令和3年中の数値は、全て速報値です。

問合わせ先

消防庁予防課予防係
TEL: 03-5253-7523



台風に対する備え

防災課

1. 台風による被害

日本には毎年7月から10月を中心に台風が上陸し、土砂災害や河川の氾濫等により、大きな被害が発生しています。

〔大雨による被害〕

台風やその周辺部では、激しい雨が長時間にわたって降り続くことがあります。また、台風が日本から遠く離れた南の海上にあっても、日本付近に前線が停滞している場合、暖かく湿った空気が流れ込み大雨となる場合があります。このため、がけ崩れや土石流、地すべり、河川の氾濫が発生し、私たちの生命が脅かされることがあります。



令和元年東日本台風（台風第19号）

では、関東地方や東北地方の太平洋側を中心に、土砂災害や河川の氾濫等により、100名を超える死者・行方不明者が発生する等、甚大な被害が生じました。



令和元年東日本台風による浸水被害 宮城県丸森町
(山形県消防防災航空隊提供)

〔暴風による被害〕

台風の周りでは強い風が吹いています。平均風速15～20m/sの風であっても、歩行者が転倒したりすることがあります。さらに風が強くなると、物が飛んできたり、建物が損壊したりするようになり、平均風速40m/sを超えると住家が倒壊することもあります。

令和元年房総半島台風(台風第15号)では、千葉市で最大瞬間風速57.5m/sを観測するなど各地で暴風となり、関東地方を中心に住宅約74,000戸が損壊するといった被害が発生しました。



また、倒木や飛来物により、多くの電柱が折損する等の被害が発生し、大規模な停電が発生しました。

台風の周辺では、竜巻が発生することもあり、家屋の

倒壊や車両の転倒、飛来物の衝突等により被害をもたらすことがあります。

〔高潮・高波による被害〕

台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上げられます。そこにさらに強い風が吹き寄せて、大きな高潮・高波災害が発生することがあります。平成30年台風第21号では、大阪湾を中心に過去最高潮位を超える値を観測する等、顕著な高潮になり、関西国際空港の滑走路が浸水する等、大きな被害が発生しました。



2. 台風への対応

(1) 事前の備え

家庭においては、台風に向けて、次のような準備を十分におこなってください。

- ・窓はしっかりと鍵をかけ、必要に応じて補強する。
- ・風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定し、格納できるものは家の中へ格納する。
- ・避難生活や停電に備え、食料、簡易トイレ、マスク、ハンディライト、ラジオ等を入れた非常用持ち出し袋を用意する。

そして、一人ひとりが、どのような避難行動をとれば良いか、あらかじめ理解しておくことが大切です。日頃からハザードマップを確認するとともに、テレビ、メール等の様々な手段を通じて伝達される情報をどの手段から入手するか、入手した後、自らがどのような避難行動をとればよいかなど、災害時にとるべき行動を判断するための「避難行動判定フロー」^(注1)をあらかじめ確認しておきましょう。加えて、いち早く身の安全を確保できるよう、災害の種別ごとに指定されている指定緊急避難場所の位置や、そこまでの避難経路について調べておくことも重要となります。また、安全な親戚・知人宅やホテル・旅館なども避難先になり得ますので、普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

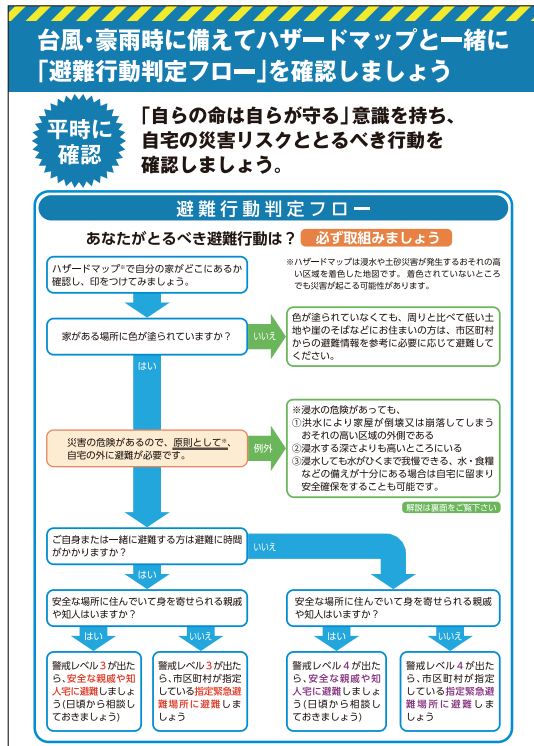
(2) 迅速な避難

住民がとるべき行動や避難情報は5段階の警戒レベルに区分して提供されており、市町村から警戒レベル4の避難指示や警戒レベル3の高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとる必要があります。強い降雨を伴う台風が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、気象庁などから出る雨や河川水位の防災気象情報を参考としながら、避難指示等が発令されていなくても自ら避難の判断をすることが非常に重要となります。^(注2)



(注1) 図：避難行動判定フロー

(掲載先：https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/index.html)



避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方 必ず確認してください

ハザードマップの見方 もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ① 急傾斜地浸水想定区域に入っていないか
- ② 浸水深より屋高が高いか
- ③ 水はひくまで寝るできるか、水・食糧などの備えは十分か

警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう

「避難」とは「難」を「避」けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

避難先は小中学校・公民館だけではなく
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(注2) 警戒レベルと住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				警戒レベル相当情報	洪水等に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報	高潮に関する情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必死覚悟を要する)	5相当 氾濫発生情報 (危険度分布: 黒) (浸水している可能性)	大雨特別警戒 (浸水等) 危険度分布: 黒 (浸水)	大雨特別警戒 (土砂災害) 危険度分布: 黒 (浸水)	高潮危険発生情報 ^{※4}	高潮特別警戒 ^{※4}
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災害対策基本法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)	4相当 氾濫危険情報 (危険度分布: 紫) (氾濫危険水位超過相当)	内水氾濫 危険情報 (水防団が準備 にたて発せられる 情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布: 紫 (浸水)	高潮特別警戒 ^{※4}	高潮特別警戒 ^{※4}
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難	3相当 氾濫警戒情報 (危険度分布: 赤) (避難判断水位超過相当)	洪水警戒 危険度分布: 赤 (浸水)	大雨警戒(土砂災害) 危険度分布: 赤 (浸水)	高潮警戒に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	2相当 氾濫注意情報 (危険度分布: 黄) (注意水位超過)	危険度分布: 黄 (注意)	危険度分布: 黄 (注意)		
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	1相当				

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせて、避難の準備をしたり、自主的に避難

上掲赤字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からフォーマットで提供される情報）
下掲赤字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~6相当の危険度を表示。
※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによってもおそれがあるため、これらをもとめて大雨特別警戒(浸水)の対象としている。
※3 水位周知装置において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は瞬間的に急激に起こるため、潮位上昇してから行動しては安全に立退き避難できないおそれがある。
※4 高潮警戒は、高潮により命・危険が及ぶおそれがあると判断される場合、暴風が吹き始める屋外の立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警戒は、数1年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警戒を高潮特別警戒として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警戒(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

問合わせ先
消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



住民自らによる災害の備え

地域防災室

日本列島は、その位置、地形、気象等の条件から、地震、台風や梅雨前線による集中豪雨、大雪等による自然災害が発生しやすい環境にあり、昨年も、台風やその影響による集中豪雨等の幾多の自然災害により多くの被害が発生しました。

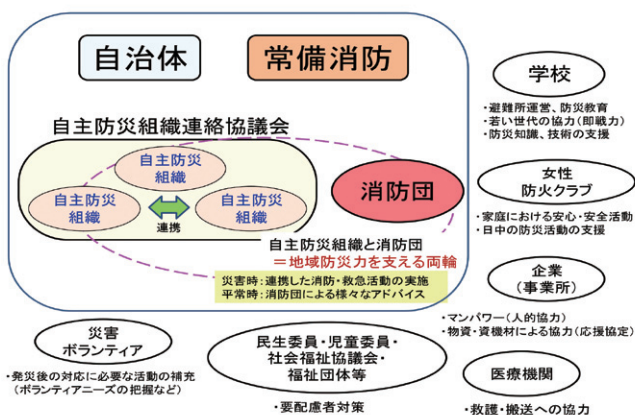
近年、気候変動の影響等による既存の想定を上回る災害の発生や、いつ起きてもおかしくないと言われる南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震の切迫性に加えて、火山災害や雪害といった、過去の災害教訓を踏まえると、行政による対応のみでは被災者の救助や消火活動等に限界があるため、住民自身・相互の活動体制をいかに整えるかが課題となっています。

そこで、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成された組織が自主防災組織です。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機にその重要性が見直され、全国各地で積極的な組織の結成・育成に取り組まれています。(令和3年4月1日現在、16万9,804団体)。自主防災組織は、平常時には防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、災害危険箇所の点検、資器材の購入・点検等を行い、災害時には初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所の巡視などを行います。

連携による活動の活性化

地域の安心安全を守るために活動している自主防災組織が、地域の垣根を越えて互いに連携し、また、消防団、学校、企業など地域の様々な防災活動団体と連携し、お互いの得意分野を活かして補完し合うことで、地域の防災力をより高めることが出来るようになります(図)。

図) 様々な関係機関との連携により期待できること



今回は、地域における先進的な事例として、「第26回(令和3年度)防災まちづくり大賞」において、総務大臣賞を受賞された鳥根県隠岐の島町の西郷中町町内会連合会の取組を紹介します。

西郷地区は、以前は県内でも有数の商店街として賑わ

いがありましたが、若年層の地区外流出などの影響もあり、住民同士の繋がりが薄れている状況となっていました。孤独死や火災による死者も発生するような事態に危機感を覚えた地域住民により、地域の縁を結び直そうと高齢者宅への訪問活動が始まり、さらには災害に備えた自主防災事業が不可欠との考えから、自治会の総会で防災会がつけられることが決定されました。

西郷中町町内会連合会の活動は、防災会、えんつくりの会、暮らし応援会、サロン、子ども防災巡回など様々な活動をおこなっています。夏休みに、扉をたたき、「災害用心、火の用心」と言って回る子ども防災巡回などのユニークな活動や、長年継続している避難訓練などがあります。防災会メンバーだけでも、年2回～3回訓練や講習会を行い、近年は地域の施設に声を掛け合同の訓練を行ったり、夜の訓練も行っています。

活動当初は近所の人の顔も知らないなどの声もあったようですが、当初から行っている「えんつくりの会(高齢者宅などへの地道な声かけ活動)」により、住民同士が自然と声を掛け合って防災活動へ参加するような土壌が生まれています。

地域住民とのつながりを活かして防災まちづくりを進めていきたいと考える地域の参考となる取組です。



西郷中町町内会連合会「避難は早めに」土砂災害図上訓練時の様子(出展:第26回防災まちづくり大賞)

このように、普段から地域の関係団体と連携・協力関係を築き、地域における人的ネットワーク(つながり、結びつき)を広げ、地域コミュニティの強化を図ることが、いざという時に大きな力となります。

自主防災組織については、消防庁が作成した「自主防災組織の手引」に詳しく記載しています。下記のURLからご覧いただけますので、ぜひ参考にしてください。

●「自主防災組織の手引」(平成29年3月改訂)

https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/bousai_2904.pdf

問い合わせ先

消防庁地域防災室 高橋
TEL: 03-5253-7561

なつ やす
夏休み

み し
見たい! 知りたい! がいっぱい!

けん かく こども見学デー

8/3水
/4木

ちゅうしん なつやすみ せかんちゅう くにほん かくち しゅうし
を中心に夏休み期間中、日本各地で実施



こども見学デーとは?

子供たちを対象に業務説明や職場見学等を行うことにより、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とし、親子のふれあいを深めることを目的とする取組です。全国の機関で、職場見学など様々な体験イベントを夏休み期間中に実施します。

くわ
詳しいことは
ホームページへ▶



https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kengaku/index.htm

27府省庁等による こども霞が関見学デー

内閣官房	人事院	内閣府	宮内庁	公正取引委員会	警察庁	個人情報保護委員会	金融庁	消費者庁
デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	国税庁	文部科学省	厚生労働省
農林水産省	経済産業省	特許庁	国土交通省	気象庁	環境省	防衛省	会計検査院	国立国会図書館

お問い合わせ 文部科学省 総合教育政策局地域学習推進課 家庭教育支援室；〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 電話：03-5253-4111(代表)

出典：文部科学省ホームページ (https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kengaku/index.htm)

消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp>